

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

伊奈町南部地域包括支援センター

(指定介護予防支援事業所)

令和6年4月1日作成

この指針は、来所者及び訪問先の関係者に職員が接触する場合、感染予防、再発防止策及び感染事例発生時の適切な対応など事業所における感染予防対策の体制を確立し、感染症の予防及びまん延防止を目的に定めるものである。

1. 感染の予防及び蔓延防止のための基本的な考え方

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じ、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために適切な体制を整備する。

2. 感染対策委員会

- (1) 事業所内での感染症を未然に防ぐとともに発生の対策を検討することを目的に感染対策委員会を設置するとともに対策を講じるための担当者を決める。
- (2) 委員会の責任者は、管理者（以下「責任者」という。）が務める。
- (3) 感染対策担当者（以下「担当者」という。）は看護師及び保健師が務める。
- (4) 委員は伊奈町南部地域包括支援センター職員で構成する。
- (5) 委員会は概ね6か月に1回以上定期開催するとともに感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。
- (6) 委員会は、事業所外の感染管理等の専門家（感染症医、感染管理認定看護師等）感染対策に詳しい人材に協力を求めることができるものとする。
- (7) 委員会での検討内容
 - ①感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
 - ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針、感染対策マニュアルの見直し
 - ③職員への研修、訓練の企画及び実施
 - ④職員の健康状態の把握
 - ⑤感染症発生時の対応と法人への報告
 - ⑥感染症対策実施状況の把握と評価

3. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防法である「標準予防策（スタンダードプリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排せつ物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれる可能性があるという原則に基づいて行われ

る、感染拡大のリスクを軽減するための標準的予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- (1) 手指衛生（手洗い・手指消毒）
- (2) 個人防護具（手袋・マスク・ガウン・ゴーグル・フェイスシールド等）の使用
- (3) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- (4) 環境整備（換気、整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合には、担当者は発生状況を正しく把握し（新興感染症の場合は）必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うと共に、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2) 職員に感染症または、それが疑われる状況が発生した際には、利用者との接触状況及び職員の症状の有無（発生日時等）について責任者へ報告する。
- (3) 責任者は、職員から報告を受けた場合は、担当者と情報共有し、事業所内の職員に必要な指示を行う。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者、家族や関係機関により希望があった場合には、閲覧できるようにしておくと共にホームページで閲覧可能な状態とする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。